

瀬戸市下水道事業会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月28日

瀬戸市長 川本雅之

瀬戸市規則第19号

瀬戸市下水道事業会計規則の一部を改正する規則

瀬戸市下水道事業会計規則（令和2年瀬戸市規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(決算報告書等の提出) 第64条 <省略> 2 都市整備部長 <u>（下水道事業に瀬戸市行政組織規則第45条第2項に規定する担当部長を置く場合にあつては、当該担当部長。以下同じ。）</u> は、毎事業年度5月末日までに前項各号に掲げる書類及び証書類を市長に提出するものとする。 。	(決算報告書等の提出) 第64条 <省略> 2 都市整備部長は、毎事業年度5月末日までに前項各号に掲げる書類及び証書類を市長に提出するものとする。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。